

令和元年7月（令和元年度第4回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和元年7月25日(木曜日) 午前10時00分～
2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室
3. 出席委員 (15名) 12番欠番
委員 1番 坂 口 利 邦
委員 2番 内 倉 孝 子
委員 3番 富 永 浩 二
委員 4番 白 田 利 秋
委員 5番 中 嶋 睦 巳
委員 6番 中 村 重 治
委員 7番 上 岡 ヒトミ
委員 8番 永 野 易 美
委員 9番 大 窪 輝 則
委員 10番 藤 井 勇 次
委員 11番 福 田 智 浩
委員 13番 冷 水 正 行
委員 14番 吉 永 良 行
委員 15番 福 園 幸 雄
会 長 16番 鶴 岡 和 喜
4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員 2番 内 倉 孝 子 3番 富 永 浩 二
6. 議 題 議案第14号 農地法第3条許可申請の件について
議案第15号 農地法第4条許可申請の件について
議案第16号 農地法第5条許可申請の件について
議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について
7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について
3 令和元年度農地パトロール（利用状況調査）耕作放棄地全体調査に
ついて
8. その他
9. 農業委員会事務局職員
事務局長 有田 稔 事務局次長 一松敬一 係長 有留幸弘
10. 農地利用最適化推進委員 15名 出席（前原委員欠席）
11. — 閉会 —

第4回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和元年度肝付町農業委員会第4回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は15名中15名です。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の皆様にも出席依頼をし、16名中15名の方が出席です。議案終了後、報告協議の中で、令和元年度の農地パトロール（利用状況調査）耕作放棄地全体調査の実施要領について説明会を行いますのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、2番の内倉孝子委員と3番の富永浩二委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第14号から議案第17号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>また、8月から実施します農地パトロール（利用状況調査）耕作放棄地全体調査の説明会も行いますので推進委員の方々にも出席いただきましたのでよろしくをお願いいたします。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第14号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第14号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は3件です。全て所有権移転で、売買が2件、贈与が1件となっています。</p> <p>売買の2件は、田が1筆で948平方メートル、畑が2筆で760平方メートルです。贈与の1件は、畑が1筆で1,927平方メートルであります。</p> <p>整理番号1番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇外1筆で、畑が2筆計で760平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇県の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇〇番〇で、田が1筆で948平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈</p>

事務局	<p>与で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番〇で、畑が1筆で1,927平方メートルです。</p> <p>以上、3件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1番から3番まで3件の申請です。お目通し下さい。</p> <p>それでは、3件の申請について審議します。異議、意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第14号農地法第3条許可申請の件、3件の申請については、申請どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第15号農地法第4条許可申請の件「4-1-1」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第4条許可申請の件「4-1-1」について、ご説明いたします。</p> <p>申請人が、肝付町野崎〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番〇外2筆、田が3筆計で975平方メートルとなっております。</p> <p>転用目的がライスセンターと農業用倉庫にしたいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分が農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当します。</p> <p>この案件につきましては、3月総会で農振除外の申請で審議して頂いた案件でありまして、5月19日に農振除外用途区分変更の許可が出たということで、今回、転用の申請が出たところでもあります。計画の内容等に変更はありませんので、今回審議いただきたいと思っております。</p> <p>以上、ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、「4-1-1」については、事務局が只今説明いたしましたように、3月に農振除外が申請され、5月19日に農振除外の用途区分変更が許可されました。現地調査の報告は3月の総会でされております。</p> <p>それでは「4-1-1」について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第15号農地法第4条許可申請の件「4-1-1」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第15号農地法第4条許可申請の件「4-1-2」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条許可申請の件「4-1-2」について、ご説明いたします。</p> <p>申請人が〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏で、申請地が肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇外1筆、畑が2筆計で693平方メートルです。</p> <p>転用目的が貸家と駐車場にしたいということで、自己所有地であり、隣接地周辺に住宅が建ち、借家の需要があることから貸家を建てたいということで申請が</p>

事務局	<p>出ております。農地の区分が第 2 種農地のその他の農地に該当します。場所につきましては、〇〇振興会方面へ向かいますと、〇〇がありますが、その手前を左折し、50 メートルほど進んだところの分譲地内に申請地があります。配置図については、それぞれの筆ごとに貸家を配置し、合併浄化槽の排水については、隣接する公衆用道路内にある側溝に流すように計画されています。</p> <p>以上、ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい、「4-1-2」の申請についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、福田委員。</p>
福田委員	<p>15番、福田です。「4-1-2」について、現地調査の報告をいたします。</p> <p>7月22日に大窪委員、事務局、私と申請代理人の立会で調査をいたしました。場所は〇〇の横になりますが、ここは分譲地として整地もされていて、排水路等も設置されており、特に何もいうことは無いと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「4-1-2」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等はございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第 15 号農地法第 4 条許可申請の件「4-1-2」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 4 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 16 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-11」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-1-11」についてご説明いたします。</p> <p>借人が、〇〇市〇〇町〇〇〇-〇-〇号、〇〇〇〇さんで、貸人が肝付町前田〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 580 平方メートルです。</p> <p>転用目的が一般住宅とカーポートにしたいということで、現在借家住まいであり、手狭になったことから持家を建築し永住したいということで申請が出ております。農地の区分が第 1 種農地の集落接続施設に該当いたします。場所につきましては、役場から〇〇振興会方面へ向かいますと、〇〇病院がありますが、そこから約 350 メートル県道を進んだところを左折し、さらに約 200 メートル進んだところの右側に申請地があります。配置図については、居宅とカーポートを図のように配置して、合併浄化槽等の排水は西側の道路側溝に流すように計画されています。</p> <p>また、転用面積が一般住宅の目安である 500 平方メートルを超えていますが、日照・通風の関係から隣接地との境界から 2 メートル離さないといけないため、有効利用面積が 500 平方メートル以内になる内容の理由書が添付されています。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-11」の申請についても 2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、上岡委員</p>

上岡委員	<p>7番、上岡です。「5-1-11」の現地調査の報告をいたします。7月22日に私、中村委員、事務局、そして申請人の貸人、借人の立会で調査いたしました。一般住宅の目安である500平方メートルを超えた分については、只今事務局から説明がありましたとおりで、排水の関係につきましても隣接道路に大きな水路があり、排水の便も良いかと思いましたが、その他、特に問題は無いかと思いましたが、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ご苦勞さまでした。只今、「5-1-11」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第16号農地法第5条許可申請の件「5-1-11」については、許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして5ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第16号農地法第5条許可申請の件「5-1-12」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第16号農地法第5条許可申請の件「5-1-12」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が、〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号、株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さんで、譲渡人が肝付町新富〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇、畑で1,834平方メートルです。</p> <p>転用目的が太陽光発電施設にしたいということで、太陽光発電施設を設置し売電収入を得ることで、経営の安定を図りたいということで申請が出ております。農地の区分が第2種農地のその他の農地に該当いたします。場所につきましては、役場から〇〇振興会方面へ向かいますと、〇〇池がありますが、そこから約150メートル進んだところの右側に申請地があります。配置図については、太陽光パネル324枚を図のように配置し、雨水等の表面水については、基本的に自然浸透で対処するように排水計画が添付されていますが、砂利を敷き詰めることにより浸透率が悪くなる恐れがあることや、土地の形状を考慮し、北側と西側に土壟を打つことで周りに雨水が流れ出ないように対策を取るよう、現地調査時にお願いしたところです。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-1-12」の申請についても2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、富永委員。</p>
富永委員	<p>3番、富永です。「5-1-12」の現地調査の報告をいたします。</p> <p>場所、内容等については事務局が説明したとおりです。現地は平地にあり平らでありまして、今までもそこに降った雨等で荒れ流したというような跡はありませんでした。その上に砂利を敷き自然浸透方式ということですが、何も問題は無いのではないかと思われるところでした。以上です。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ご苦勞さまでした。只今、「5-1-12」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>

議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第 16 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-12」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 6 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 16 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-13」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 16 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-13」についてご説明いたします。</p> <p>申請人が〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号、株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんで、譲渡人が肝付町宮下〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番〇〇、畑で 1,284 平方メートルとなっています。転用目的が太陽光発電施設で、太陽光発電施設を設置し売電収入を得ることで、経営の安定を図りたいということで申請が出ております。農地の区分が第 2 種農地のその他の農地に該当いたします。場所につきましては、役場から〇〇方面へ向かいますと高山〇〇がありますが、そこから約 100 メートル進んだところを右折し、さらに 50 メートルほど進んだ右手に申請地があります。配置図については、太陽光パネル 324 枚を図のように配置し、雨水等の表面水については、基本的に自然浸透で対処するように排水計画が添付されていますが、盛土をする計画であることから、周りに水が流れ出ないように土壠を打つことを現地調査時にお願ひしたところでした。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-1-13」の申請についても 2 人の委員が現地調査をされております。どちらからの委員で現地調査の報告をお願ひいたします。 はい、福田委員。</p>
福田委員	<p>11 番、福田です。「5-1-13」の現地調査の報告をいたします。</p> <p>場所は〇〇さんがあるところの真裏の奥になるところでありますが、大窪委員と事務局、私と申請人立ち会いで調査しました。太陽光発電施設ということで、ここも平地で段差のない所でした。排水が自然浸透ということでしたので、隣接に雨水等が流れないように、周りは土壠で囲ってもらうようにお願ひしました。配置図面を見て頂ければ分かりますが、道路からの通路部分がありますので、自然浸透と言いましても雨の量によっては限界がありますので、道路に側溝がありますので、多少オーバーフローした分は、道路側溝の方に流れるような排水計画をお願ひしたところでした。以上です。審議の方をよろしくお願ひします</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-1-13」について現地調査の報告がありました。先ほどの「5-1-12」の譲受人と同じ方です。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第 16 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-13」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 7 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和元年 7 月分について説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第 17 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 7 月分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1 番の所有権移転ですが、今月はありませんでした。</p> <p>つづきまして、2 番の利用権設定ですが、内之浦地区が新規設定で田が 13 件の 21 筆で 15,303 平方メートル、畑が 1 件の 2 筆で 775 平方メートルです。再設定は田が 22 件の 30 筆で 37,699 平方メートル、畑が 1 件の 7 筆で 4,449 平方メートルでした。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が 3 件の 4 筆で 2,318 平方メートル、畑が 8 件の 18 筆で 25,426 平方メートルで、再設定が、田が 4 件の 7 筆で 5,085 平方メートル、畑が 7 件の 15 筆で 21,490 平方メートルです。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が 42 件の 62 筆で 60,405 平方メートル、畑が 17 件の 42 筆で 52,140 平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、59 件の 104 筆で 112,545 平方メートルとなっております。詳細につきましては、内之浦地区が 8 ページから 10 ページに、高山地区が 11 から 12 ページに掲載してございます。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、今月は 1 番の所有権移転はありません。</p> <p>2 番の利用権設定は、内之浦地区が 36 件、高山地区が 22 件あります。まずはお目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、内之浦地区の 36 件の申請分から審議します。</p> <p>番号の 27 番に新規の利用権設定の申請がありますが、関係委員がいらっしゃいますので、銭貫推進委員の退席をお願いいたします。（銭貫推進委員退席）</p>
議 長	<p>それでは利用権設定の 27 番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の 27 番については提案どおり許可することに決定いたしました。（銭貫推進委員入室・着席）</p> <p>つづきまして、27 番を除く 35 件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、内之浦地区 27 番を除く 35 件については、全て申請どおり許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、高山地区の 22 件の申請分に移ります。目通しをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは高山地区の 22 件分について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、高山地区の 22 件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。</p> <p>以上で議案第 17 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の件を終わります。議案については以上で終了しました。</p> <p>つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 3 番まであります。13 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議 1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」5 件あります。解約理</p>

議 長	由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転等によるもので、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。
議 長	それでは合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約については、報告のとおり承認されました。 つづきまして、14 ページをお開きください。 報告・協議の 2 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。
事務局	あっせん申出に係る整理について、14 ページから 16 ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しの譲渡、貸付、借受、譲受希望分をそれぞれ載せております。7 月は新規のあっせん申出はございませんでした。成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。 あっせん申出の整理につきましては、以上で説明を終わります。
議 長	それでは、農地移動適正化あっせん申出の積み残しの分について説明がありましたが、質問はありませんでしょうか。
	【なしという声あり】
議 長	ないようですが、あっせんの未成立分が多く残っているようです。条件の悪いところが残っていると思われませんが、担当のあっせん委員の方は大変ですが成立に向けて活動をお願いいたします。 それでは次に進みます。17 ページをお開きください。 報告・協議の 3 番、令和元年度農地パトロール(利用状況調査)耕作放棄地全体調査について説明をお願いします。
事務局	それでは、令和元年度肝付町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)の実施要領(案)について説明いたします。 まず、第 1 条の趣旨につきましては、昨年度と同様ですのでお目通しください。次に第 2 条の農地パトロール月間についてですが、ここも昨年と同じく 9 月中旬までを農地パトロール月間と設定しました。調査につきましては、事務局も準備の方がありまして、お盆過ぎから日程を組んでいただければとお願いいたします。昨年と同様、総会終了後に担当職員と日程調整をお願いいたします。担当職員に農業振興課の職員にも協力をお願いしてありますので後ほど来ていただきます。 つづきまして第 3 条の実施の対象及び内容ですが、例年通り (1) から (4) の事項を主体的に行って下さい。先ほど言いましたが、農業振興課の職員にも協力頂いき実施することになりますのでよろしく申し上げます。第 4 条趣旨の徹底、第 5 条事前準備、第 6 条調査結果の整理等につきましては、昨年と同じですのでお目通し頂ければと思います。 次の 18 ページをご覧ください。荒廃農地の定義と判断基準についてです。これも前年と変更はございません。再生利用が可能な荒廃農地については A 分類、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地については B 分類といたします。また、状況によっては非農地判断も必要かと思われまます。区分判断については農業委員、推

事務局	進委員の方で行って下さい。右の実施体制をご覧ください。ここも昨年と大きな変更はございません。変更がございますのが、4班の⑭のところ。農業委員の調査委員のところ、中西委員が亡くなりましたので、本年度は副会長の福園委員にお願いしたいと思っております。後の変更は農業振興課の職員が少し変更になっております。以上よろしくお願ひいたします。
議長	はい、それでは、令和元年度肝付町農業委員会農地パトロール(利用状況調査)の実施要領(案)について説明がありましたが、この案で実施してよろしいでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議長	はい、それでは今年度はこの案で実施ということで決まりましたので、よろしくお願ひします。なお、日程等は後で農業振興課の職員も来ますので、会終了後各班で話し合って決めて下さい。 それではその他に移ります。 何かございませんか。 はい、藤井委員。
藤井委員	あっせん積み残し分の15ページの30年度申込分の57番ですが、あたってみても借り手を見つけられないでいるわけですが、飼料を作られる方にも現地を見てもらったわけですが、中山間地で竹が入り込んでいるため、飼料を作っても牛に食べさせられないというようなことで、見つけられず荒れてきている状況です。見た目が良いように、所有者の方も耕耘等もされて管理をしていただければよいのですが、探すのに苦勞するような場所です。相当荒れてきていますので、借り手を見つけるのは難しいところです。
議長	取りあえず担当委員の2名で、申出人のところに行って、その旨をお話し頂ければと思いますのでよろしくお願ひします。
議長	他にありませんか。
	【なしという声あり】
議長	それでは、無いようですので、次回の農業委員会定例総会は、7月23日(金曜日)の予定としておりますので、よろしくお願ひいたします。 それでは以上で、7月の定例総会を閉会いたします。

<午前11時25分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和元年7月25日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 内倉 孝子

委 員 富永 浩二